

まつえ市民活動支援協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、まつえ市民活動支援協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、松江市民の市民活動の推進、発展に寄与することを目的とし、松江市と共創・協働して行う。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 市民活動団体の発展、活動の活性化に対する支援事業
- (2) 地域課題の解決に向けた、協働と参画のプラットフォーム事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 協議会の会員は、次のとおり正会員と賛助会員とする。

(1) 正会員

営利を目的とせず、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行う団体で、この協議会の目的に賛同し事業を担う意思を持つ団体を正会員とする。会員として入会しようとするものは入会申込書を理事会に提出し承認を得、会費を納入することにより会員となることができる。

ただし以下に該当する活動を行う団体は会員となることができない。

ア) 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を強化育成することを目的とする活動

イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）、若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

エ) 公共の利益を害するおそれのある活動

オ) 暴力団、その他反社会的勢力と認められる団体

(2) 賛助会員 市民活動に関心と理解があり、この協議会の目的に賛同し賛助の意思を持つ個人及び団体

(会 費)

第5条 正会員の会費は1団体あたり年額1,000円とし、年度途中に入会した場合も、年度途中で退会した場合も減額または返還しない。賛助会員の会費は理事会で定める。

(退 会)

第6条 正会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 正会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 団体が解散したとき。
 - (2) 年会費を2年以上納入しないとき。
- (役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。役員は、総会において正会員の中から選任する。会長、副会長、は理事の互選とする。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 20名以内
 - (4) 監事 2名
- (役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代行する。

3 理事は、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。

4 監事は、会計及び業務執行状況を監査する。

(任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、当該選任者が欠けた場合における後任役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員再任は妨げない。

(顧問)

第10条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は会長が委嘱し理事会で承認する。

3 顧問は会員以外からも委嘱することができる。

4 顧問の役割は、専門的な立場から協議会の活動全般に係る助言を行うものとする。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(総会)

第12条 総会は毎年1回開催し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) 役員選任及び解任に関する事項
- (5) その他運営に関する重要事項

(総会成立及び議決)

第13条 総会は、正会員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(総会の議決権)

第14条 総会の議決権について次のとおり定める。

- (1) 議決権は、正会員がもつ
- (2) 各正会員の議決権は、平等なものとする
- (3) やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決を委任することができる
- (4) 賛助会員は議決権を持たない

(臨時総会)

第15条 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 正会員の5分の1以上の開催請求があったとき
- (3) 監事からの開催請求があったとき

(理事会)

第16条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、協議会の運営に必要な事項を審議する。

2 理事会は、役員をもって構成する。

3 その他会長は、顧問ほか理事会に必要と認められる者に対し参加を求めることができる。

(協議会の経費)

第17条 協議会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金及び協賛金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(事務局)

第18条 事務局は松江市市民活動センター内に置く。

(補足)

第19条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成30年6月9日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年6月16日から施行する。

ただし、第5条に定める会費は令和2年4月1日より施行する。

(改正)

1 一部改正 2020年6月20日